**筑西市地域防災計画改定支援業務委託に係る**

**公募型プロポーザル実施要領**

**平成30年５月**

**筑西市**

１　趣旨

本業務は、筑西市地域防災計画改定支援業務について、支援業務の委託先を公募型プロポーザルにより選定し、委託契約を行うための必要な手続き等について定める。

２　業務概要

　⑴　件　名

　　　筑西市地域防災計画改定支援業務

　⑵　業務内容

　　　下記の業務委託仕様書による。

　　　　別紙１「筑西市地域防災計画改定支援業務委託仕様書」

　⑶　履行期間

　　　委託契約締結の翌日～平成31年３月31日までとする。

　⑷　委託料上限額

　　　９，１８０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

　⑸　担当課

　　　筑西市市民環境部消防防災課　（筑西市役所下館庁舎２階）

　　　住所：〒308-8616　茨城県筑西市下中山732番地1

　　　電話番号：0296-24-2132

　　　電子メール：　[bosai@city.chikusei.lg.jp](mailto:bosai@city.chikusei.lg.jp)

３　参加資格

　　プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。ただし、申込書の提出後、委託契約締結時までの間に参加資格を喪失した者は、その時点で申込みを無効とする。

　⑴　筑西市の平成29年度入札参加資格を有していること。

　⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

　⑶　筑西市の入札参加制限を受けていないものであること。

　⑷　筑西市暴力団排除条例（平成２４年筑西市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員でないこと。

　⑸　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。

　⑹　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生計画開始の申立てをしていないこと。

　⑺　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

　⑻　過去５年以内（平成２５年度から平成２９年度まで）に地域防災計画若しくは関連する国民保護計画、水防計画、業務継続計画の受託実績があること、かつ本業務に関する専門的知識、技術及び執行体制を有する者であること。

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　容 | 期　　日 |
| 募集開始日 | 平成３０年５月　７日（月） |
| 参加意向申出書提出期限 | 平成３０年５月１５日（火）まで |
| 質問の受付 | 平成３０年５月１６日（水）から  平成３０年５月１８日（金）まで |
| 質問に対する回答 | 平成３０年５月２２日（火）【予定】 |
| プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出 | 平成３０年５月２３日（水）から  平成３０年６月　１日（金）まで |
| 第１次審査（書類審査）の結果通知 | 平成３０年６月１２日（火）【予定】 |
| 第２次審査（プレゼンテーション）実施日 | 平成３０年６月１９日（火）【予定】 |
| 審査結果（採否）の通知  （契約優先交渉権者の決定） | 平成３０年６月下旬【予定】 |
| 契約締結 | 平成３０年６月下旬【予定】 |

# ５　実施要領等の配布

　⑴　配布期間

　　　平成３０年５月７日（月）から平成３０年６月１日（金）　午後５時まで

　⑵　配布方法

　　　筑西市ホームページにおいて公表する（※ダウンロード可能）

６　参加意向申出書の提出

　⑴　提出期限

　　　平成３０年５月１５日（火）　午後５時まで

　⑵　提出先

　　　上記２の⑸の担当課に同じ。

　⑶　提出方法

　　　参加意向申出書（様式第１号）を持参又は郵送により提出すること。

　　　持参の場合は、閉庁日を除く午前８時３０分から午後５時までに、上記⑵の提出先に提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により、上記⑴の提出期限までに必着のこと。

７　実施要領等に関する質問

　　参加意向申出書（様式第１号）を提出した事業者に限り、次のとおり実施要領、仕様書等に関する質問を受け付ける。

　⑴　受付方法

　　　質問書（様式第２号）により、電子メールにて下記のメール送信先へ送信すること。

　　　※質問書は、質問事項１件ごとに１枚作成すること。

　⑵　メール送信先

[bosai@city.chikusei.lg.jp](mailto:bosai@city.chikusei.lg.jp)

　　　※送信後、必ず電話により受信の確認をすること。

　⑶　受付期間

　　　平成３０年５月１６日（水）から平成３０年５月１８日（金）午後５時までに受信確認をしたものを有効とする。

　⑷　回答の方法

　　　平成３０年５月２２日（火）【予定】に、メールにて参加意向申出書（様式第１号）を提出した全事業者に一斉に回答する。

　⑸　その他

　　・上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。

　　・回答の内容に疑義がある場合でも、市はそれ以上の質問に回答しない。

８　企画提案書等の提出

　⑴　提出期間

　　　平成３０年５月２３日（水）から平成３０年６月１日（金）まで

　⑵　提出方法

　　　参加意向申出書（様式第１号）の提出者を対象に企画提案書等の提出を受け付けるので、事前に電話連絡の上、閉庁日を除く午前８時３０分から午後５時までに、上記２の⑸の担当課に持参すること。

　⑶　提出書類

　　①　プロポーザル参加申込書（様式第３号）

　　②　会社概要（様式第４号）

　　　・資料として、既存のパンフレット等を添付すること。

　　③　業務受託実績（様式第５号）

　　④　業務実施体制届出書（様式第６号の１）

　　　・主任技術者を１人、担当技術者を１人以上それぞれ配置すること。また、主任技術者が担当技術者を兼ねることは認めない。

　　⑤　予定技術者の経歴等（様式第６号の２）

　　　・④の主任技術者、担当技術者ごとに、分担業務の内容、資格、業務経歴等について記載すること。

　　⑥　企画提案書

　　　・別紙３「企画提案書作成要領」に基づき各業務に関し個別に作成すること。

　　⑦　見積書（様式自由）

　　　・見積書は、合計額を明記すること。また、見積の内訳書も明記すること。

　⑷　提出部数

　　　原本１部、写し８部

９　選考方法

　⑴　第１次審査（書類審査）

　　①　審査の方法等

　　　・別紙２「事業者選定審査要領」のとおり

　　②　結果通知

　　　・第１次審査の選考結果は、「４　スケジュール」に基づき、文書（郵送）で事業者あてに通知するとともに、電子メールに添付して送付する。

　　　・選考に対する異議は、一切応じないものとする。

　⑵　第２次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

　　①　実施日

　　　・「４　スケジュール」のとおり。

　　　・日時、場所等の詳細については、第１次審査通過事業者あてに別途連絡する。

　　②　内容

　　　・プレゼンテーション（準備から片付けまで含め３０分）

　　　　提出した企画提案書の内容に沿って、２０分以内で説明すること。なお、プレゼンテーションに際し、企画提案書以外の新たな説明資料の提出は認めない。

　　　・ヒアリング（１０分）

　　　　審査委員からの質問に対して、簡潔に回答すること。

　　③　説明員

　　　・説明員は、原則として業務実施体制届出書（様式第６号の１）に記載した予定技術者が行うこと。

　　　・会場への入室は、４名以内とする。

　　④　審査の方法等

　　　　別紙２「事業者選定審査要領」のとおり

　⑶　選考結果の通知等

　　　・第２次審査終了後、選考結果並びに第１次審査及び第２次審査の採点結果について、文書（郵送）で事業者あてに通知する。

　　　・選考に対する異議は、一切応じないものとする。

　　　・選考結果を市のホームページで公表する。

１０　契約

　⑴　審査結果に基づき、市は契約優先交渉権者と協議し、仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

　⑵　契約優先交渉権者が「３　参加資格」を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が不可能となったときは、次点交渉権者と交渉するものとする。

１１　その他

　⑴　提出書類の取扱い

　　　提出書類の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

　　①　企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募事業者の負担とする。

　　②　提出書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、筑西市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

　　③　提出書類は一切返却しない。

　　④　本件に係る情報公開請求があったときは、筑西市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合があるものとする。